

お客様各位

2010年11月吉日

株式会社スコア・ジャパン

中国輸出入申告の改定に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、中華人民共和国(以下中国)税関より緊急告知(第33号規定)に関する改定がございましたのでお知らせいたします。

輸出入申告書類に記載する情報につきまして以下の情報が、2011年1月1日からの輸出入貨物より完全義務化されることとなりますが、来月12月1日より完全義務化に向けて、輸出入通関が、厳しくなることが想定されます。

そこで、当該新規制について、弊社中国各支社より、現地取引企業様に対して、当該情報の伝達、CRコードの確認及び輸出入通関書類(報関委託書)の情報収集に努めて参りますが、貴社様からも中国側のお取引様へご連絡の上、CRコードの取得及び輸出入通関書類(報関委託書)のご提出にご協力頂きます様、何卒、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

※ 取得に関しましてご不明な点は、弊社、担当営業または、中国の各支社にお問い合わせください。

尚、2011年1月1日以降、CRコード及び輸出入通関書類(報関委託書)がない状態で中国にて輸出入通関をする場合は、CRコード及び輸出入通関書類(報関委託書)が確認できるまで、通関の手続きを保留することになる恐れがあります。ただ、現地税関の運用自体も随時変化していきますので、詳しい情報がわかり次第、お客様へ随時ご連絡させていただきます。

以上